外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

	提案区分											
番号 区	5分		求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係 府省	団体名	D他(特記事 項) 追加共同団体名	追加支障事例	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解
93 B 地ブ和和		で集中的に作成されたが券の交付を国から申請	版 国立印刷局若しくは外務省 から直接申請者に郵送するよう、地方公共団体の意	、旅券法では、旅券発給業務は都道府県知事への法定受託事務とされ、 発給申請の受付から審査、作成、旅券の交付まで都道府県が実施してお り、現在は申請・交付ともに窓口に出頭しなければならない。 今後、令和4年度末に旅券発給について電子申請が導入され、令和6年 度からは次世代旅券・集中作成方式が本格的に導入され、これにより身 分頁を含む旅券の作成業務は国内2か所の国立印刷局に集約される予 定。	は 上する。 国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することにより、現行の国立印刷局から都道府県への発送作業、届いた旅券の突合・仕分・確認作業が省略され、2日程度、また、交付窓口での準備作業等が省略され概ね1日短縮でき、合計して、予定されている集中作成後のスキームより3日程度早く交付できると見込まれるため、利便性が向上する。 都道府県窓口での未交付失効に係る業務が合理化され、都道府県窓口の事務負担が軽減される。	第8条第1項	外務省	福島県、栃木県、岐阜県	川県、岡山県、山県、山県、山県、常県、宮崎県、南、宮崎県、神縄県	○毎月の対象者リスト抽出、ハガキ・電話による督促、領事システムでの失効処理等の未交付失効に係る業務が生じており、事務負担が大きくなっている。電子申請により申請時の出頭は不要となるが、交付時は窓口への出頭が必要となることに変わりはない。国立印刷局において集中作成をすることで、申請から交付までの標準処理期間が2日程度延長される可能性があり、行政サービスが低下し、申請者に不利益が生じる恐れがある。集中作成方式の導入により利便性が大きく損なわれることのないよう、申請者の視点で業務を見直す必要がある。○当県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、国立印刷局で集中作成された旅券の交付は、国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送するなど、現行制度を見直してほしい。【参考】令和3年度未交付失効件、督促ハガキ送付数60件○当県において、現状の対面交付を維持したまま、旅券の集中作成が導入されると、国(印刷局)から都道府県に配送するまでに1日、都道府県での仕分・検査・市町村への発送で1日、市町村での検査に1日要し、計3日は標準処理期間を延ばす必要があると想定される。電子申請を導入しても、受取時の出頭が必須であると申請者の利便性向上が限定的なものになるうえ、交付までの期間が長くなることは申請者からの理解は得られにくい。集中作成方式の導入により、申請から交付までの期間を延ばさざるを得ないとしても、個別配送交付による利便性向上を図られたい。	「規制改革実施計画」及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」にあるとおり、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提とした導入を検討しているところである。右検討にあたっては、都道府県の意見を踏まえることとする。	和元年度北海道・東北ブロック旅券事務担当者会議」にて、外務省から導入検討の情報提供があって以来、相当の期間が経過している。 国立印刷局若しくは外務省から直接申請者に郵送することによ
	方制 (2) (3) (3) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	化 推進に関する地方公共 団体の基本	地方公共団体の基本的な 方針の策定を法律で求め ないこと、また県が方針を 定めることで市町が方針を	地域の実情に応じた日本語教育を推進することが地方公共団体の貴務であり(日本語教育推進法)、敢えて基本方針の策定について規定する必要はない。(当県では、日本語教育を推進するための「地域日本語教育の総合的な体制づくりに向けた当県アクションブランと本意である。と、当県アクションブランは市町の役割分担や取組状況を記載していることから、市町ごとの基本方針の見直し(報わ5年ごと)に応じた地方公共団体は国の政策やそれぞれの地域の実情に応じてより柔軟に見直し行うべきである。(当県アクションブランは概ね3年で見直し)		日本に知り (年本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日	科学省	広城知国事。 「成城知国事」	市、岡山県、宮崎県	○日本語教育について、何らかの方針を定めることは必要であると考える。日本語教育に関する個別の方針の策定でなくとも、上位計画での位置付けも可とすることが望ましいと考える。 ○当県は日本語教育推進法に基づく基本方針について、既に策定済であるが、市町村については、総務省通知の「地域における多文化共生推進プラン」も未栄定やけき取り出した形となる基本的な方針の策定を求めるのは困難である。	ついては、令和元年に制定された「日本語教育の推進に関する法律」において、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、努力義務とされたものである。同法はいわゆる議員立法により制定されたものであり、政府の判断で一方的に当該努力義務を廃止等することは困難であると認識している。(参考)日本語教育の推進に関する法律(令和元年法律第四十八号)(地方公共団体の基本的な方針)	の負担軽減、実務推進への注力を目的とした提案意見であり、まずは議員立法か否かという固定観念にとらわれない柔軟な対応・検討をお願いしたい。また、内容的にも地方公共団体の責務や方針策定などの地方公共団体が関係する箇所については、いわゆる議員立法ではない他の法律と大きな違いはないとの認識であり、政府が国会等で丁寧な説明を行うことにより、法律を改正することも可能なのではないかと考えている。なお、仮に法改正が困難な場合は、実務推進に注力できるよう、国の基本方針等において、広域自治体と基礎自治体の役割を明確化するとともに、都道府県が作成する計画等において市町村の役割等を記載する場合には市町村ごとに基本方針を策定する必要はない旨明確にしていただきたい。

外務省 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体から		相中节作从引走四部人人之之之人,一		令和4年の地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日閣議決定	対応方針の措置(検討)状況				
旬からの第1次回告を届またた追加共同提案団体から の見解	地方六団体からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	市和4年の地方が500提案等に関する対応力が(市和4年12月20日閣議決定記載内容	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
玉県】 系を担う都道府県との緊密なコミュニケー ンを図るとともに、集中作成方式と個別配 は同時に導入されることを強く希望する。	l l		旅券の配送交付については、令和6年度の次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、申請者の利便性向上等を図るため、安全かつ確実な旅券の交付を可能とするシステム構築や制度設計を前提としており、その検討にあたっては、定期的に実施している都道府県との意見交換会等を利用し、旅券事務への影響等について、都道府県の意見を丁寧に伺いながら、かつ適時に情報提供しながら、行っていく。	(1)旅券法(昭26法267) (ii)一般旅券の交付(8条1項)については、令和6年度の 次世代旅券・集中作成方式の導入を踏まえ、地方公共団体	本		旅券の申請者本人への安全かつ確実な交付に必要な制度等について調査・検討中である。	配送交付については本人への安全が確実な旅券の交付の維持を前提とし今後の技術の発展やインフラ整備等踏まえながら、引き続き検討を行ってく。	
	国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。	営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、 法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けをのも のとすることに加え、努力義務やできる規定、通知確保 よるものについても、地方の自主性をとし、 をものについても、地方の自主ないようにするとは、 を高く記述場合でも、計画等しないようにするとは、あの に、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、あの に、真に必要な場合でも、計画等とを原則とない。 は、特段の支障がない限り、できる限りを定して、 計画等は、特段の支障がない限定を可能として、 計画等は、特段の支障がない限定を がない。 計画等との統合や他団体との共同からはこの 計画を原則とする。」ともに、既存の計画の見直しを を高く評価するとともに、既存の 計画を に、 とを原則をするとともに、 ので を高く評価するとともに、 ので を高く に、 に に いただきたい。 に いたが は な に いたが は な に いたが は な に いたが は な に い が は な に い が は に い う に が は に い う に が は が は に い う に が は が は い る に 、 に が ら に り に が ら に い ら に り に が ら に り に が ら い ら に り に が ら い ら に り に が ら い ら に り に が ら い ら に り ら い ら に り ら り ら に り ら い ら り ら り ら に り ら り ら り ら り ら り ら り ら り ら	まったばかりである。このような現状の中、各地方公共団体において、地域の実情に応じた日本語教育を体系的に推進するためには、地域の実情をどのように分析し、これに基づき何に重点を置いてどのような施策を進めるか、関係者を幅広く巻き込んだ議論を行い、中長期的な見通しを持った取組の推進が必要であることから、取組の加速化が求められる現段階で、地方公共団体における基本的な方針策定の努力義務を廃止することは困難であると認識している。その上で、文化庁としては、日本語教育の推進のために、広域自治体と基礎自治体に求められる役割、これに基づき基本的な方針の中で定めることが望ましい事項を取組事例も含めてお示しすることについて、今後、有識者や地方公共団体からの意見を聞きつつ検討してまいりた	日本語教育の推進に関する法律(令元法48) 日本語教育の推進に関する地方公共団体の基本的な方針(11条)については、以下のとおりとする。 ・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定する場合を含む。)及び都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。)及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで、が可能であることを、地方公共団体に令和4年度中に通知する。 ・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね5年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国	对	令和5年3月	・提案募集検討専門部会からの指摘を踏まえ、文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、専門部会からの指摘を報告の上、地方公共団体における柔軟な対応について審議を行い、方向性を提示した。 ・都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修(令和4年12月26日)において、令和4年00地方からの提案等に関する対応方針(令和4年12月20日 閣議決定)の該当部分と共に、上記の小委員会の審議内容について紹介した。 ・「地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定について」(令和5年3月10日事務連絡において、上記の小委員会の審議内容等を引用し、柔軟な対応が可能な旨を再度周知した。 ・都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議(令和5年3月14日)において、上記の小委員会の審議内容や事務連絡について紹介し、再度周知した。		
			議等において、丁寧に周知してまいりたい。 国としては、制度の改善に向けて、地方公共団体へのヒアリングを実施するなどして、実態に即した形で、地方公共団体におけるさらなる負担の軽減に努めてまいりたい。		検討中	討を加えるとしている 「日本語教育の推進!		∷ 者研修(令和4年12月26日)、都道層	